

(本発表のお問い合わせ先) 市民課

広報資料取扱主任: 田中 康代

電話 087-839-2282

会見】スマートフォンやパソコンから「住民票の写し等交付請求書」を事前(

事前に(いつでも)、自宅等で(どこでも)、パソコンやスマートフォンを利用して、住民票の写し等の 交付請求書を事前に作成できます。

◎ 導入の目的

市民課の窓口で、請求書等に記入することなく、自宅等でスマートフォン・パソコンを使って事前に入力できるようにすることで、手続きの簡略化や窓口の混雑緩和など、市民サービスの向上を図ります。

◎ システムの概要

高松市公式ホームページ「もっと高松」から入力フォームにアクセスし、質問に答えていくことで請求書等を自動作成していきます。作成された請求書等は、来庁予定日にあわせて市民課で事前に出力し、来庁時に使用いただきます(来庁時に申請確認の署名が必要です。)。

- ◎ 作成できる申請書
 - ▶住民票の写し等交付請求書
 - ▶印鑑登録証明書交付申請書
- ▶戸籍等交付申請書
- 導入時期 令和5年3月1日(水)
- ◎ 導入場所本庁舎1階市民課2番窓口
- ◎ 来庁時に必要なもの
 - ▶窓口に来る方の、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
 - ▶代理人の場合は、委任状等権限があることを確認できる書類
- ▶印鑑登録証明書が必要な場合は、必要な方の印鑑登録証 (窓口に来られる方本人の印鑑登録証明書の場合は、マイナンバーカードでも可)
- ▶第三者請求(個人)の場合等は、正当に請求できる権利があることを確認できる書類 (法人からの第三者請求には対応していません。)